

山梨県総合教育会議設置要綱

地教行法：「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の
関連条文を示す。

（設置目的）

第1条 知事と教育委員会が、十分な意思の疎通を図り、本県の教育に関する課題
やあるべき姿を共有し、連携して教育行政に取り組むため、山梨県総合教育会議
（以下「会議」という。）を設置する。

（構成員）

第2条 会議は、知事及び教育委員会をもって構成する。 地教行法第1条四2

（会議）

第3条 会議は、知事が招集する。 地教行法第1条四3

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料する
ときは、知事に対し協議すべき具体的事項を示して会議の招集を求めることがで
きる。 地教行法第1条四4

3 会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、その構成員
は、その結果を尊重するものとする。 地教行法第1条四8

（意見聴取）

第4条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学
識経験を有する者の出席を求め、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことが
できる。 地教行法第1条四5

（公開）

第5条 会議は、公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認め
るとき、又は会議の公正が害されるおそれがあるとき、その他公益上必要があると
認められるときは、この限りでない。 地教行法第1条四6

(議事録)

第6条 知事は、会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書の規定の場合にあっては、公表しないことができる。 [地教行法第1条四7](#)

(事務局)

第7条 会議の事務局を企画県民部企画課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。 [地教行法第1条四9](#)

附則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。